小田原市 妊婦・産婦健康診査償還払いについて

●助成の対象 妊婦・産婦健康診査費用補助券を使用せずに受けた妊婦・産婦健康診査の費用

・小田原市と契約をしていない医療機関などで受けた妊婦・産婦健康診査の費用を負担している

・妊婦・産婦健康診査費用補助券の金額に満たなかった妊婦・産婦健康診査の費用がある

以上のような 一定の要件を満たす、妊婦・産婦健康診査の日に小田原市に住民登録のある方

【※次のような場合は、助成の対象にはなりません】

○妊娠判定のためや産後フォローのための診療および、健康保険適用の診療費用

○母子健康手帳交付前の健診

○検査のみの場合などで、妊婦・産婦健康診査費用でない場合

〇奸婦・産婦健康診査費用補助券を使用して受けた、補助券費用以上の自己負担金分

〇妊婦・産婦健康診査費用補助券を全て使用した後の 妊婦・産婦健康診査費用

○海外の医療機関で妊婦・産婦健康診査を受けられた時の費用

●申請期間 出産日から起算して1年未満 (出産日から1年になる前日まで)

●申請場所 子育て世代包括支援センターはっぴい または はっぴい分室

はっぴい: 小田原市酒匂2丁目32-16 小田原市保健センター内

分室: 小田原市久野195番地の1 おだわら子ども若者教育支援センター内 妊婦・産婦健康診査費用償還払いに必要なものを必ず確認してください。

●予約方法 平日のみ 9:00~17:00

※事前に子育て世代包括支援センターはっぴぃへ予約してください

電話: 0465-47-0844

●支払方法 □座振込み

●申請時必要なもの

① 妊婦健康診査助成金申請書	市ホームページ内から印刷して、 太枠内を記入 してお持ちください。
	記入方法もダウンロードできます。
	申請書は、申請窓口にもあります。
② 母子健康手帳のコピー	【妊婦・産婦健康診査共通】表紙:名前・出生日・交付日が分かるところ
	【妊婦健康診査】妊娠中の経過:助成される妊婦健康診査の全ての日付と経過がわかるページ
	【産婦健康診査】出産後の母体の経過:助成される産婦健康診査の日付と経過がわかるページ
③ 妊婦健康診查費用補助券	未使用のもので、3枚つづりのもの
	※3枚そろっていないものは申請できません。
④領収書(原本)	償還払い申請するもの
	(妊婦健康診査費用補助券が使用できず、自己負担した健康診査の分)
	※受診者の名前・健康診査年月日・領収金額・保険適用外の妊婦健康診査費用・産婦健康診査費用
	医療機関名が明記されているもの
	※手続き時にお預かりいたしますが、希望者には手続き終了後に返却いたします。
⑤診療明細書	償還払い申請するもの ※コピー可
⑥振込口座が確認できるもの	申請書に記入された振込先の預金通帳やカードなど
	※申請用紙の記載振込先を最終確認するために必要となります。
	※振込先がゆうちょ銀行の場合には、振込用の店名・口座番号を確認してご記入ください。
⑦印鑑	申請書に使用する印鑑で、朱肉を必要とするもの(スタンプ印は不可)

●申請にあたり、ご確認ください

- ・保険外診療の内容であっても、文書料やCD-R等の妊婦健康診査の費用に該当しないものについては、助成の対象になりません。そのため、領収書の金額と決定額が異なる場合があります。
- ・明細書をお持ちでなく、健診内容として不明の場合、市より医療機関へ確認の連絡を行う場合があります。
- ・振込額は、後日決定通知書にてお知らせします。なお、お振込みは申請の翌月末を予定しています。